

ラオス人民民主共和国  
商標及び商号に関する科学技術大臣決定  
No. 2822/MOST 首都ビエンチャン 2019年12月17日

2017年11月15日付け知的財産権法(改訂版)No. 38/NAに従い,  
2017年9月29日付け科学技術省の設置及び運営についての首相令 No. 314/PMに従い,  
2018年12月31日付け知的財産権局の提案 No. 1616/MOST. DIPに従う。

## 目次

- 第1部 一般規定
  - 第1条 目的
  - 第2条 商標及び商号
  - 第3条 定義
  - 第4条 商標及び商号の保護を受けることができる者
  
- 第2部 商標登録
  - 第5条 標章の種類
  - 第6条 商標登録証を受領できる標章
  - 第7条 出願提出の手続
  - 第8条 商標登録のための書類一式
  - 第9条 出願日を付与されるための最低要件
  - 第10条 標章の見本に関する要件
  - 第11条 商品又はサービスの一覧
  - 第12条 商品及びサービスの国際分類
  - 第13条 商標登録出願を検討するための原則
  - 第14条 方式審査
  - 第15条 出願の分割
  - 第16条 出願の公開
  - 第17条 異議申立申請の検討
  - 第18条 実体審査
  - 第19条 権利の部分放棄
  - 第20条 標章の種類の特補正
  - 第21条 出願の特補正
  - 第22条 商品又はサービスの類の追加
  - 第23条 商標登録
  - 第24条 商標登録の公告
  
- 第3部 商標登録後の手続
  - 第25条 商標登録後の情報の訂正
  - 第26条 商標登録証の複写の請求

- 第 27 条 商標登録後の訂正
- 第 28 条 商標登録の取消又は削除
- 第 29 条 保護期間
- 第 30 条 保護の更新
- 第 31 条 権利の移転及び権利の移転の記録
- 第 32 条 商標を使用する許可

#### 第 4 部 商標登録及びその他の手続に関する代理人になること

- 第 33 条 商標登録及びその他の手続のための代理人になることができる者
- 第 34 条 代理人の選任
- 第 35 条 委任
- 第 36 条 代理の終了

#### 第 5 部 商標登録に関する行政審理及び行政による紛争解決

- 第 37 条 行政審理及び誤記の訂正
- 第 38 条 行政審理
- 第 39 条 一時中断の請求
- 第 40 条 再検討
- 第 41 条 最終的な行政検討の手続
- 第 42 条 最終検討委員会

#### 第 6 部 複製の作成

- 第 43 条 損傷した書類又は紛失書類の複写
- 第 44 条 書類一式の複製

#### 第 7 部 商標及び商号の監督機関

- 第 45 条 監督機関
- 第 46 条 知的財産権局の権限及び義務
- 第 47 条 地方及び首都単位の科学技術局の権限及び義務

#### 第 8 部 最終規定

- 第 48 条 実施
- 第 49 条 有効性

## 第1部 一般規定

### 第1条 目的

本決定は、商標及び商号に関する知的財産権法を国全体で統一的に実施するため、商標及び商号についての登録、登録後の行為、代理、行政審理及び監督機関などの、商標及び商号についての活動の実施に関する原則及び規則を定める。

### 第2条 商標及び商号

商標は、個人、法人及び組織の商品又はサービスを他者の表象と識別するための、商品又はサービスで使用される表象又は表象の組合せである。

商号とは、事業活動に使用される企業の名称である。商号は商標の一部であってもそうでなくともよいが、登録されていない場合であっても保護を受ける。

### 第3条 定義

本法で使用する用語は以下の意味を有する：

1. 「申請人」とは、商標の登録、補正又は商標登録の一部若しくは完全な取消を申請した個人、法人若しくは組織又はその承継人をいう。
2. 「申請」とは、商標の登録、補正又は商標登録の一部若しくは完全な取消を申請するために提出された書類をいう。
3. 「相手方」とは、商標登録出願に異議を申し立てる個人、法人又は組織をいう。
4. 「異議申立」とは、産業財産登録公報に公告された商標登録出願に対して異議申立を提出した上記第3節に特定される第三者をいう。
5. 「取消」とは、知的財産権法第44条に定める商標登録の一部又は完全な取消の請求を提出する所有者又は第三者による、商標の一部又は完全な取消の請求の提出をいう。
6. 「削除」とは、商標登録のすべての態様の削除を求める第三者による削除の請求の提出をいう。
7. 「類」とは、標章登録に関するニース協定に基づく商品及びサービスの国際分類をいう。
8. 「出願の分割」とは、出願人が原出願を、原出願に含まれるものと同一の商標に関する2以上の出願に分割したことをいう。
9. 「権利保有者」又は「権利所有者」とは、商標又は商号に対して法によって権利を付与される個人、法人若しくは組織又はその権限を与えられた者若しくはその承継人をいう。
10. 「ライセンサー」とは、商標又は商号を使用するライセンスを発行する個人、法人又は組織をいう。
11. 「ライセンシー」とは、権利保有者より商標又は商号を使用する権利を付与された個人、法人及び組織をいう。
12. 「委任状」とは、権利所有者がその者に代わって行為を行うことを1又は複数の者に許可する書類をいう。
13. 「許諾者」とは、登録出願又は知的財産権局へのその他の行為を提出するために、その者に代わって手続する1又は複数の者にその者の権利を付与する標章の所有者をいう。
14. 「代理人」とは、商標登録出願を提出すること又は知的財産権局へのその他の手続を行

うことを標章所有者に授権された弁護士又は代理人をいう。

#### **第4条 商標及び商号の保護を受けることができる者**

知的財産権法第26条に定める個人、法人又は組織は、保護、登録出願、登録証の取得及び登録証の更新、行政的救済手続、ラオス人民裁判所への訴状の提出並びに/又は知的財産権法若しくは本決定に規定するその他の行為を行う権利を有する。

## 第2部 商標登録

### 第5条 標章の種類

標章には次の4種類がある。

1. 商標は、個人、法人又は組織の商品を他者の表象と識別するために使用される表象又は表象の組合せである。表象は、創作語を含む語、署名、名称、図形、形状要素、輪郭、写真、立体画像、動画若しくは商品のパッケージ又は色彩若しくは表象の組合せである。
2. サービスマークは、個人、法人又は組織のサービスを他者の表象と識別するために使用される表象又は表象の組合せであり、表象は本条第1節に規定するものと同一である。
3. 証明標章は、法人又は組織が設けた標章であり、当該製品又はサービスを証明する基準又は特性を保証するために使用できるものである。本標章は、原産地、原材料、製品の製造方法、品質基準、安全性、衛生面を満たすサービスの提供方法を示すため、第三者によって使用でき、特定分野の専門技術を有する者により作り出される。
4. 団体標章は、共同組織、例えば協会、連合、その他の社会組織、協同組合、商工会議所又はその他の共同組織が支持する標章である。団体標章は、商品又はサービスが他者の商品とは異なることを示すために、その組織の構成員のみが使用できる商標である。

### 第6条 商標登録証を受領できる標章

商標登録証を受領できる標章は、知的財産権法第16条に規定する要件を満たし、かつ、第23条に抵触しないこととする。

### 第7条 出願提出の手続

本決定第4条に規定する保護の権利を有する者は、知的財産権局の申請様式を使用して、知的財産権局又は居住する地方若しくは首都の科学技術局に出願を提出でき、次の手続に従うこととする。

1. 知的財産権局又は地方若しくは首都の科学技術局に提出された商標出願は、知的財産権法第33条及び本決定第7条に規定する最低要件を満たさなければならない。
2. 知的財産権局は、出願が最低要件を満たすことを条件として、出願を受領し、整理番号及び出願日を示す受領証を発行しなければならない。
3. 出願が地方又は首都の科学技術局に提出された場合、局は、出願が最低要件を満たすことを条件として、出願を受領し、整理番号及び出願日を示す受領証を発行しなければならない。責任を負うべき科学技術局は、その後、更なる手続のために出願を知的財産権局に転送する。ついで、責任を負うべき科学技術局は、知的財産権局に直接提出した出願と同様に、出願の受領証を発行する。
4. 知的財産権局又は地方若しくは首都の科学技術局は、出願が最低要件を満たさない場合、出願を受理しない。
5. 出願人が出願の取下げを意図する場合又は出願が放棄された場合又は出願が拒絶された場合、納付済の手数料及びサービス料金は一切還付されない。
6. 出願人が、知的財産権法第29条に規定する優先日を請求する場合、商標の優先期間は優先権主張日から6月である。当該期間の最終日が休日又は知的財産権局が出願を受領しない日である場合、局は期間を最初の就業日まで延長するものとする。

## 第8条 商標登録のための書類一式

商標登録のための書類一式は、次の書類から構成される。

1. 知的財産権局が規定する申請様式
2. 委任状(授権代理人が出願を提出する場合)
3. 登録する標章の図面、写真、画像又は見本
4. 商品又はサービスの一覧(標章と使用される商品又はサービスの一覧を含む)。出願が団体標章又は証明標章の場合、その標章は出願及び使用説明にも含まれなければならない。
5. 納付済の公式手数料及びサービス料金の受領証

## 第9条 出願日を付与されるための最低要件

出願日が認められるための最低要件を満たす商標登録出願は、出願人の名称、宛先、国籍、図面及び登録する標章の写真又は画像又は見本を含まなければならない。加えて、出願が代理人を通じて提出された場合、代理人の名称及び宛先を示す委任状並びにその標章と使用される商品又はサービスの一覧とともに商品又はサービスの説明、さらには納付済の手数料及びサービス料金の受領証を提出することが要求される。

出願が商標に基づく保護を請求する商品又はサービスの一覧を含まない場合、知的財産権局は出願人に商品又はサービスを示すことを要求しなければならない。出願が商品又はサービスについて複数の類を示す場合、出願人は各類の手数料を納付することを要求される。

## 第10条 標章の見本に関する要件

商標登録出願は、登録する標章の見本を含まなければならない。標章が図面、写真又は画像の場合、詳細で明確でなければならず、標章の見本は、1標章のみを表示し、かつ、製品情報、製品の原産地、証明標章(FDA、ラオス国家基準、ISO)及び製品ラベルに含まれるその他の情報などの登録する商標以外の構成要素を一切含んではならない。

標章の見本が、図案化したデザイン、大きさ又は特定のフォント色を有さない場合、標章の見本は標章に使用されるフォントの名称を付けて標準テキスト形式によらなければならない。

色彩が標章の主要特性である場合、色彩又は色コードを明確に指定しなければならない。

標章が立体である場合、各次元が表示され、かつ、立体の標章として示されなければならない。

動画標章の場合、標章の意味の説明を提出しなければならない。商標出願人は、標章の見本を用紙に各動きの詳細を表示して提供しなければならない。出願人はその標章を動画標章として指定しなければならない。

標章が、図面又は写真又は画像又は立体画像である場合は、光沢のない上質艶消し紙に印刷し、かつ、標章を明確に表示しなければならない。線又は文字列は、明確、鮮明、かつ、4x4cmから6x6cmまでの範囲の大きさでなければならない。出願人は電子様式にて標章の見本を提供できる。

提出された標章の見本が本条に規定する要件を満たさない場合、知的財産権局は、補正し、補正後の見本を知的財産権局の通知の発行日から15日以内に知的財産権局に再提出する旨を出願人に通知しなければならない。

標章の補正は何れも、商標の当初の主要特性を変更してはならない。

### 第 11 条 商品又はサービスの一覧

出願人は、出願人が使用し又は誠実に使用される標章と関連のある商品又はサービスの一覧を特定し、かつ、関係する類に従って商品又はサービスの一覧を分類しなければならない。商品又はサービスの一覧の特定は、すべての商品、すべてのサービス又はそれ以外のすべての商品、それ以外のすべてのサービス、類のコードのみを述べることで、商品若しくはサービスの分類標目などの形では認められない。

商品若しくはサービス又はその両者の特定は、国際分類又は本決定第 11 条に従うものでなければならない。商品若しくはサービス又はその両者を特定できない場合、知的財産権局が商品若しくはサービス又はその両者の類を特定できるように、出願人は完全な情報を提供しなければならない。

### 第 12 条 商品及びサービスの国際分類

商標登録出願は、商品又はサービスの国際分類に従って類を指定しなければならない。

団体標章登録出願は、団体標章を使用する商品又はサービスの国際分類に従って、類を指定しなければならない。

証明標章登録出願は、その標章を満たす商品又はサービスの一覧についての国際分類に従って、類を指定しなければならない。

国際分類は随時変更されるため、出願は、出願時に使用されている国際分類に従って、商品又はサービスの類を示さなければならない。

国際分類が出願手続中に改定された場合、局は、商標登録出願人に類を正しいものに改めることを知らせなくてはならない。国際分類の改定により追加の類が生じる場合、出願人は追加の類について追加の公式手数料を納付する必要はない。しかし、当該標章保護の更新時には商品又はサービスの各類についての追加の公式手数料を納付することが要求される。

商標登録は、提出された出願の類に指定された商品又はサービスの一覧のみを保護するが、同一の類にあって出願において一覧に記載されていない他の商品又はサービスを含まない。本決定の発行前に登録された、商標登録証に「本類のすべての商品又はサービス」と指定された商標に関しては、期間満了まで効力を有する。しかし、商標保護を延長する時点で、正しい類にある商品又はサービスの一覧を特定することが要求され、さもなければ知的財産権局は商標保護の延長を拒否する。

### 第 13 条 商標登録出願を検討するための原則

商標登録出願の検討は、知的財産権法第 28 条に規定する原則に従わなければならない。同一又は類似の商品についての同一又は類似の標章に関する複数の出願が同時に提出された場合、優先日を有する出願が最初に検討される。知的財産権局が手続に従って検討を完了した場合、最先の優先日を付与された出願を登録し、同時に遅い方の優先日を付与された出願については拒絶する通知を発行する。遅い方の優先日を付与された出願の検討が最初に完了し、かつ、当該出願が登録の要件を満たす場合、知的財産権局は当該出願の検討を、最先の優先日を付与された出願の検討が完了するまで中断する。

商標登録出願が周知標章と同一若しくは類似の標章又は地理的表示を含む場合、検討を受け

ることができるが、その周知標章又は地理的表示の、ラオスにおける又はその他の国における登録前の優先日を有していなければならない。知的財産権局は、商標が知的財産権法又は本決定を遵守する可能性についての法的助言やいかなる指針も提供しない。しかし、出願人は、調査する商品又はサービスの類を指定しサービス料金を納付することにより、商標が知的財産権局のデータベースに登録されているか否かを調べるために、知的財産権局に商標調査請求を提出することができる。

調査する商標が英語以外の外国語による場合、説明及び発音方法が、ラオス語又は英語で提供されなければならない。

商標調査の結果は、知的財産権局のデータベースに掲載される商標の情報についての単なる予備的調査である。

#### **第 14 条 方式審査**

知的財産権局が商標登録出願の出願番号を発行した後、局は、知的財産権法第 33 条並びに本決定第 5 条、第 7 条、第 9 条、第 10 条及び第 11 条に規定する出願の完全性、正確性及び遵守についての方式審査を行う。方式審査は、出願が受領された日から 60 日以内に実施されなければならない。

証明標章又は団体標章の登録出願については、本決定第 5 条第 3 又は 4 項に規定する要件に従って、完全性、正確性及び遵守を審査することが依然として要求される。

出願が、不完全若しくは不正確であり又は規定する要件を遵守していない場合、局は、通知の日から 60 日以内に書類を提供し又は要件に従って補正することを出願人に通知しなければならない。

出願人が期限内に応答しなかった場合、知的財産権局は、出願は検討されず、かつ、放棄される旨を当事者に書面で通知しなければならない。

出願が方式審査要件を遵守している場合、知的財産権局は、産業財産登録公報に出願を公開する。

#### **第 15 条 出願の分割**

出願は、如何なる時点においても 2 以上の出願に分割できるが、商標登録証の発行又は拒絶又は取消の前に行われなければならない。分割出願の出願は、提出された原出願に言及しなければならない。かつ、各新規の出願について原出願の出願番号及び出願日を特定することにより、新規の出願が原出願から分割されたことを説明しなければならない。原出願は、商品の一覧又は類又はサービスの類のみを保持するように改訂されなければならない。分割出願は、本決定第 7 条に規定するとおり改訂した原出願とともに提出されなければならない。

各分割出願は、原出願と同一の出願日を付与され、手数料及びサービス料金を納付することが要求される。

#### **第 16 条 出願の公開**

知的財産権局は、商標登録出願の方式審査の完了後 15 日以内に産業財産登録公報に出願を公開しなければならない。公開は次の情報を含まなければならない。

1. 商標
2. 商品及び/又はサービスの類



3. 出願の出願番号及び出願日
4. 出願人の名称及び宛先
5. 保護の権利の部分放棄

第三者は、知的財産権法第 39 条に規定のとおり、産業財産登録公報の公開日から 60 日以内に知的財産権局が提供する異議申立申請を準備することにより、出願に対する異議申立を提出できる。

商標登録の異議申立申請は、次の書類を含まなければならない。

1. 商標登録の異議申立のための申請様式
2. 異議申立を明確なものにする書類及び証拠
3. サービス料金受領証

### 第 17 条 異議申立申請の検討

異議申立申請の検討は、次のとおり進行する。

1. 知的財産権局は、異議申立申請を受領した後、商標登録出願人に公式に通知しなければならない。
2. 商標登録出願人は、異議申立に関する通知の日から 60 日以内に、知的財産権局に自身の標章についての証拠とともに、意見書を提出しなければならない。
3. 知的財産権局は、異議申立人に、情報として意見書の複写を送付しなければならない。
4. 知的財産権局は、意見書及び証拠を検討する。
5. 異議申立人及び/又は商標登録出願人の証拠が不完全又は不明確な場合、知的財産権局は、矛盾を明確化することを又は追加の証拠若しくは情報を提供することを当事者に求める旨の通知を発行する。
6. 商標登録出願人又は異議申立人が、通知の発行日から 60 日以内に知的財産権局の通知に応じない場合、局は入手可能な証拠に基づき異議申立を検討する。
7. 知的財産権局は、商標登録出願人及び異議申立人に、検討の結果をその理由とともに通知しなければならない。
8. 知的財産権局は、異議申立が十分な理由又は証拠を有すると考える場合、商標登録出願を拒絶する。
9. 知的財産権局は、異議申立が合理的ではなく十分な証拠がないと考える場合、商標登録出願の検討を続行する。
10. 当事者が検討の結果に満足しない場合、知的財産権局による通知の発行日から 60 日以内に、最終検討委員会 (Committee of Final Consideration) に最終的な行政的救済を申し立てることができる。

### 第 18 条 実体審査

知的財産権局は、出願が、知的財産権法第 16 条及び第 23 条並びに本決定第 12 条に規定する要件を遵守しているか否かを検討するために、知的財産権法第 40 条に規定のとおり、知的財産権局のデータベース及び国際データベースに基づき、実体審査を行わなければならない。

知的財産権局は、出願が登録要件を遵守しない場合、商標登録出願を拒絶し、商標登録出願人に最初の拒絶の理由を通知する。

商標登録出願人は、最初の拒絶の受領後、通知の発行日から 60 日以内に知的財産権局に情報、書類又は説明文を提供する義務がある。

知的財産権局は、必要なとき、商標登録出願人より追加の情報を求めることができる。商標登録出願人が通知の期限を遵守しない場合、出願はこれ以上検討されず、放棄されたとみなされる。

知的財産権局は、十分な理由が存在する場合、最初の通知の終了から更に 30 日期限を延長できる。

知的財産権局は、提供された情報、書類又は説明文が登録要件を遵守しないとき、出願を拒絶し、商標登録出願人に通知する。

### **第 19 条 権利の部分放棄**

保護を請求する標章が、記述的な語又は一般的な用語（例えば商品又はサービスの品質又は特質を説明）からなる場合、知的財産権局は、他の製造者又は供給者から同一の品質又は特質を示す商品又はサービスについての同一用語の使用を奪うことのないように、当該用語はクレームできない旨を商標登録出願人に通知しなければならない。

標章が記述的な語又は一般的な用語からなる場合、局は、当該用語が標章の一部であるか否かを明確にすることを出願人に要求する。用語が標章の一部である場合、局は、当該用語を取り除くことにより標章を修正するように商標登録出願人に通知しなければならない。

### **第 20 条 標章の種類の見直し**

知的財産権法第 42 条及び本決定第 21 条に従って、提出する商標登録の当初の出願で指定された標章の型は、商標、団体標章又は証明標章となるように見直しできる。

標章が団体標章又は証明標章になるように見直しされた場合、商標登録出願人は、関係書類とともに新規の出願を提出することが要求される。

### **第 21 条 出願の見直し**

審査期間中、知的財産権法第 42 条に規定するとおり、公式手数料及びサービス料金を納付することなく、商標登録出願人は如何なる時点においても出願を見直しできる。ただし、当該見直しが標章の登録、拒絶査定又は当該出願のその他の検討の終了時より前に行われることを条件とする。見直しには、一覧、商品又はサービスの類を追加してはならず又は出願における標章の当初の特性に変更を加えてはならない。

### **第 22 条 商品又はサービスの類の追加**

商標登録出願人は、商品又はサービスの類を追加できる。ただし、次の場合に応じて、商品又はサービスの各類についての公式手数料を納付しなければならない。

1. 現在商標登録のための審査手続中にある商標の登録前に
2. 商標登録の後に

商品又はサービスの類を追加する請求は、局の出願手続に従って、それぞれの申請様式に追加する商品又はサービスの類及び一覧を特定することにより、提出することが要求される。商標登録後に商品又はサービスの類を追加する請求については、商標登録出願人は、局の申請様式に従って新規の出願を提出しなければならない、公式手数料及びサービス料金も納付し

なければならない。

### **第 23 条 商標登録**

知的財産権局は、出願が知的財産権法及び本決定に規定する登録要件を遵守するとき、商標を登録し、また、登録簿及び知的財産権局のデータベースに関する情報を記録しなければならない。商標登録は、出願が異議申立手続又は最終的な検討を通過したときにも、完了するが、異議申立又は最終的な検討は有効ではない。

### **第 24 条 商標登録の公告**

商標の登録後、知的財産権局は、知的財産権法第 44 条に規定するとおり、産業財産登録公報に商標登録を公告しなければならない。

公告が誤記を含み、かつ最初の公告から 60 日以内の場合、商標登録出願人は、サービス料金を納付することなく、最新情報とともに登録を再公告することを局に申し立てることができる。

### 第 3 部 商標登録後の手続

#### 第 25 条 商標登録後の情報の訂正

商標所有者は、知的財産権局が規定する申請様式を知的財産権局に提出しサービス料金を納付することにより、商標所有者の名称、宛先又は名称及び宛先に関する情報を変更する請求を提出できる。

知的財産権局は、あらゆる変更をデータベースに記録し、その登録を記録し、産業財産登録公報に変更を公告しなければならない。

#### 第 26 条 商標登録証の複写の請求

商標所有者は、ラオス人民裁判所の裁判手続における証拠として使用するため、外国における商標登録のため及び商標登録証の代わりとして使用するため又は損傷若しくは紛失した商標登録証の更新のために、商標登録証の複写を請求できる。知的財産権局から登録を付与された商標所有者は、申請様式を知的財産権局に提出し、かつ、サービス料金を納付しなければならない。

#### 第 27 条 商標登録後の訂正

商標の登録後、商標所有者は、サービス料金の納付とともに、知的財産権局が規定する申請様式を提出する方法により、登録書類の一部の情報を訂正する(例えば、商品又はサービスの一覧の訂正、商標の一部の要素についての権利の部分放棄の提出、商標登録出願における一部誤記の是正又は標章の例の修正)申請を提出できる。知的財産権局は、軽微な訂正のみ許可する。知的財産権局は、産業財産登録公報に変更を公告するものとする。

#### 第 28 条 商標登録の取消又は削除

第三者は、知的財産権法第 44 条に規定するとおり、産業財産登録公報の公告日から 5 年以内に商標登録を取消又は削除する請求を提出できる。商標登録の取消又は削除の申請の提出は、知的財産権局の申請様式によりサービス料金を納付してなされなければならない。

知的財産権局は、登録をすでに完了した商標所有者が知的財産権法第 65 条の規定を遵守しない場合、商標登録を取り消し又は削除する権限を有する。

知的財産権局は、第三者からの取消請求を受領したとき、商標所有者に通知しなければならない。

商標所有者は、通知の発行日から 60 日以内に知的財産権局に応答書を提出できる。

知的財産権局は、商標の取消又は削除の書簡を発行し、かつ、商標所有者に通知しなければならない。商標所有者が説明文を提供できない場合、商標所有者が商標登録の取消又は削除を受諾したとみなされる。

知的財産権局は、第三者がラオス人民裁判所に訴訟を起し、かつ、商標登録を取り消し又は削除するとの上訴対象ではない判決が下された場合、知的財産権法第 139 条に規定するとおり商標登録を取り消し又は削除しなければならない。

知的財産権局は、所有者及び第三者に、登録証の取消を通知しなければならない。

知的財産権局は、データベースに取消を記録し、かつ、産業財産登録公報に取消を公告しなければならない。

## 第 29 条 保護期間

商標は出願の出願日から 10 年間保護される。

登録商標又は 2017 年 11 月 15 日付け知的財産権法 No. 38/NA の施行前に提出された出願については、保護期間は登録日から起算する。

## 第 30 条 保護の更新

登録商標の保護期間満了時に、保護の満了日前 6 月以内に知的財産権局の更新のための申請様式を知的財産権局に提出し、公式手数料及びサービス料金を納付することにより、都度 10 年間の更新を求めることができる。

商標の保護が満了したが更新されていない場合、商標登録出願人は、満了日から 6 月以内に登録の更新のための申請を提出し、かつ、更新遅延料 (late renewal fee) を納付することができる。

商標保護の満了日が公の休日又は局が出願を受理しない日の場合、局は、次の就業日まで更新を延期するものとする。

## 第 31 条 権利の移転及び権利の移転の記録

商標、団体標章又は証明標章の所有者は、契約の締結により、相続により又は贈与により、その権利のすべて又は一部を移転することができる。

商標、団体標章又は証明標章の権利の移転の場合、譲渡人又は被譲渡人は、局が規定する申請様式により、かつ、サービス料金を納付することにより、移転を知的財産権局に通知することが要求される。局は、データベース及び登録簿に権利の移転を記録し、それを産業財産登録公報に公告し、被譲渡人に権利の移転の証書を発行しなければならない。知的財産権局に権利の移転を通知する者が被譲渡人である場合、被譲渡人は譲渡人に関連書類の複写を送付しなければならない。

商標、団体標章又は証明標章に関する法人の所有権の移転がある場合、所有権の移転の書類に従うことが要求される。別段の定めがない場合、法人の所有権の移転は、法人の商標の移転を含むとみなされる。

説明文を要求され又は更なる情報が要求される場合、局は、権利の移転を通知する者が追加の情報又は書類を提出することを要求できる。

権利の移転は記録されるまで効力を有さない。ただし、関係する当事者が権利移転書をすでに有する場合を除く。

## 第 32 条 商標を使用する許可

商標所有者は、商標の使用を許可する契約を締結することにより、権利の一部又は権利全体を利用するために、自身の商標の使用を他者に許可することができる。これは、知的財産権法第 42 条に規定する商標権の移転とはみなされない。ライセンサー又はライセンシーは知的財産権局に通知しなければならない。

商標、団体標章又は証明標章の使用を許諾された法人の所有権の移転がある場合、法人の所有権の移転とともに許可も移転される。ただし、許可された使用に関して契約に又は所有権の移転の書類一式に別段の定めがある場合は除く。

商標の使用を許諾された法人の所有権の移転の場合、他者が商標を使用することについてのライセンス契約は無効とみなされてはならない。ただし、ライセンス契約に別段の定めがある場合は除く。

## 第4部 商標登録及びその他の手続に関する代理人になること

### 第33条 商標登録及びその他の手続のための代理人になることができる者

本決定第4条に規定する商標所有者を代理することができる者は、次のとおり、商標登録及びその他の手続を進めることができる。

1. 複数の共同所有者を有する単一の出願の場合、出願を提出するための代表者として共同所有者の中から1の者を選任しなければならない。
2. ラオス国内で法的活動を行う免許を有する弁護士
3. 知的財産代理人(Intellectual Property Agent)、又は
4. 出願人に雇用された個人

外国人である商標登録出願人は、知的財産代理人又はラオス国内で法的活動を行う免許を有する弁護士を通じてのみ、商標登録出願を提出しなければならない。

出願人を代理することができる者は、知的財産権の分野の知識及びラオス国内の宛先を有していなければならない、知的財産権局に認可された者でなければならない。

### 第34条 代理人の選任

代理人は、商標登録出願人又は許諾者の署名が付された委任状によって選任された者でなければならない。

提出された複数の商標登録出願が1委任状中に並んでいる場合、委任状は死亡者を除く出願人又は許諾者全員の署名を有していなければならない。

本決定第38条及び本部のその他の規定に規定のとおり、商標登録出願人は、同一の宛先を有する複数の代理人を選任できる。

### 第35条 委任

委任とは、権利保有者が、その者に代わって義務を遂行するために1以上の個人を指定した代理権をいう。

委任状は、次のことを規定しなければならない。

1. 代理の要件及び範囲
2. 知的財産権局との関連で行為を行うために指定した権利
3. 許可の期間(ある場合)
4. 許諾者は、如何なる時点においても、サービスによる納付を受け取る代理人の権利及び知的財産権局との接触中に発生した種々の費用に影響することなく、委任を解消できる。

知的財産権局は、委任状に特定される要件は、委任状の要件が法律及び本決定を遵守しない場合を除き、遵守していると認める。

知的財産権局は、委任状は1の出願のみに使用できるとみなす。委任状が、代理の許可の範囲及び期間又は委任状に関するその他の手続を特定しない場合、委任状の効力は、出願に関する手続又はその他の手続が完了した時点で失われるとみなされる。

委任状は、書面で作成され、かつ、許諾者の署名を含まなければならない。委任状を発行する者が法人又は組織の場合、委任状は、法人又は組織に授權された者の署名を有していなければならない。

標章の共同所有者の1者が委任状への署名を拒否する場合、委任状は無効とみなされる。

### 第 36 条 代理の終了

代理は、許諾者が委任状を解消し又は代理人が代理人であることから自ら退いた場合に終了する。代理人が代理人であることから自ら退いた場合、知的財産権局及び許諾者は通知されなければならない。



## 第 5 部 商標登録に関する行政審理及び行政による紛争解決

### 第 37 条 行政審理及び誤記の訂正

知的財産権局は、誤記の防止及び是正の必要性に応じて、商標登録を行政手続により再検討する権限を有する。

### 第 38 条 行政審理

個人、法人又は組織は、誤記を含むか又は法律及び本決定に規定する要件を遵守しない場合、次の状況の 1 に基づき、局の通知の発行後 90 日以内に知的財産権局に、個人、法人又は組織の登録手続の再検討を申し立てることができる。

- 1) 料金を納付することなく、知的財産権局に起因する誤記の訂正を請求する
  - 2) サービス料金を納付することにより、商標登録出願人に 起因する誤記の訂正を請求する、又は
  - 3) 次の 1 の再検討を請求する
- 3.1 審理を要する請求又は決定
  - 3.2 事実及び法的背景、又は
  - 3.3 知的財産権局に検討を申し立てた規定

請求は、再検討の請求を裏付ける説明文若しくは説明の請求又は最終的な行政検討も含むことができ、無料で検討される。

### 第 39 条 一時中断の請求

本決定第 38 条に規定する行政審理の請求は、公正のため及び第三者の利益のため、再検討の対象であり又は最終的な行政検討の対象である商標登録の検討過程を、一時的に中断することを知的財産権局に請求することを含む。

### 第 40 条 再検討

知的財産権局は、再検討を求める者が本決定と矛盾するとみなされる所見の再検討を請求する十分な理由を有しているに違いない場合、商標登録に関する再検討の請求を受理する。再検討の結果が満足できないものである場合、申立人は、再検討結果に関する知的財産権局の通知日から 30 日以内に、知的財産権局の最終検討委員会による最終的な行政検討を請求できる。申立人が当該期間内に応答しない場合、権利を放棄したものとみなされる。

### 第 41 条 最終的な行政検討の手続

知的財産権局に商標登録を求める個人、法人又は組織は、関係するサービス料金を納付して最終検討委員会による最終的な行政検討を請求する権利を有する。

最終的な行政検討の請求につながる、付与、認可、拒絶又は検討にかかわる知的財産権局の学術職員は、最終検討委員会に情報を提供する目的で、検討に使用された法的原則及び事実についての説明文を提供しなければならない。

最終検討委員会は、提言を行う専門家を招くことができる。最終検討委員会は、本条に規定する検討を進めなければならない、法的原則及び関係する事実を示すことにより、書面で最終検討委員会の決定を記録しなければならない。当該決定の議事録は、請求を発した者に送付

されなければならない。

最終的な行政検討の申立は、申立人が、本決定第 38 条第 3 項に規定する必要な情報を提供できない場合、無効とみなされる。

最終検討委員会は、当該決定の記録とともに、書面で最終的な行政検討の請求の複写を知的財産権局に送付しなければならない。局は最終検討委員会の決定を申立人に通知し、これにより行政審理は終了する。

#### **第 42 条 最終検討委員会**

知的財産権局は、認可若しくは拒絶又は商標登録過程における決定の結果に関する最終的な行政検討手続を行う最終検討委員会を設けなければならない。

最終検討委員会は、独立しており、かつ、知的財産権局内の如何なる部署にも依存してはならない。最終検討委員会は、恒久的に又は一時的に設置できる。

認可、拒絶若しくは要件の明確化又は最終的な行政検討の請求につながる決定にかかわる個人は、最終検討委員会の一員にはなることはできない。

## 第6部 複製の作成

### 第43条 損傷した書類又は紛失書類の複写

商標登録に関する書類又はその他の書類を損傷又は紛失した場合、知的財産権局は当該書類の複製を作成しなければならない。

### 第44条 書類一式の複製

出願又はその他の手続に関する書類又はその他の書類を損傷又は紛失した場合、知的財産権局は当該書類の複製を作成しなければならない。知的財産権局は、商標登録出願人又は書類の所有者が認める未登録の知的財産権局に関する書類又は書類一式を含む関係書類の真正で完全な謄本又は知的財産権局に関する書類一式を送付するよう、出願人又は書類の所有者に通知しなければならない。

## 第7部 商標及び商号の監督機関

### 第45条 監督機関

科学技術省の知的財産権局が、知的財産権法及び本決定に規定する要件に従って、商標登録出願の検討及び商標登録証の発行の責任を負う。

地方又は首都単位の科学技術局は、知的財産権局が指定するとおり、商標登録出願を受領する責任を負う。

地方自治体及び市単位の科学技術部局は、地方又は首都単位の科学技術局が指定するとおり、機能する。

### 第46条 知的財産権局の権限及び義務

知的財産権局の権限及び義務は、次のとおりである。

1. 商標に関する決定の公告、提言の発行及び通知の発行
2. 商標の管理及び保護のための立法及び規則についての調査及び省への提案
3. 登録、更新及び名称又は宛先の変更の記録のための申請の受領及び検討。商標に関する使用の認可、権利の移転又はその他の申立
4. 商標情報の記録及び維持
5. 知的財産権局のデータベースによる商標検索サービスの提供
6. 商標登録に関する登録、拒絶、取消又は削除及びその他
7. 商標登録出願に対する異議申立の調査及び検討
8. 商標登録に関する行政審理請求の調査及び検討
9. 商標登録に関する上訴請求の調査及び検討
10. 商標登録についての実施の奨励及び促進
11. 科学技術省が指定するその他の権限及び義務の実施

### 第47条 地方及び首都単位の科学技術局の権限及び義務

地方及び首都単位の科学技術局の権限及び義務は、次のとおりである。

1. 最低要件に従った、商標登録出願の受領及び正確性及び完全性の確認
2. 更なる手続のための知的財産権局への申請、公式手数料及びサービス料金の提出
3. 地域、地方自治体及び市単位の科学技術部局が負うべき適切な責任の割り当て
4. 知的財産権局により割り当てられるその他の権限及び義務の遂行

## 第 8 部 最終規定

### 第 48 条 実施

知的財産権局並びに地方及び首都単位の知的財産権局は、本決定を厳格に実施するために関係機関と調整することを割り当てられる。

### 第 49 条 有効性

本決定は、官報に掲載された 15 日後に施行され、有効となる。

本決定は、2012 年 9 月 20 日付け商標及び商号に関する知的財産権法の実施に関する科学技術省大臣の決定 No. 753/MOST を置き換えるものである。